

平成25年2月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成25年2月20日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成25年2月20日（水）午後4時55分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 審議事項

(1) 議決事項

- 議案第25号 平成25年度三木市公立学校長及び教頭の人事異動内申について
- 議案第26号 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第27号 平成25年度三木市教育の基本方針の策定について
- 議案第28号 三木市子どものいじめ防止に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について

(2) 報告事項

- 5 その他
- (1) 次回定例教育委員会の開催日時について
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見	俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島	慶 子
	3番	教 育 委 員	稻 見	秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口	徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀
事務局		教 育 部 長	椿 原	豊 勝

教育総務課長	清水 正 則
教育環境整備課長	井 上 博 務
学校教育課長	古 谷 昭 文
文化スポーツ振興課副課長	高 田 耕 作
教育センター所長	梶 本 佳 照
図書館長	告 野 幹 也
市民ふれあい部長	藤 田 訓 宏
教育総務課課長補佐	石 田 寛
教育総務課主任	荒 池 名 月

傍 聴 者 1 人

◇ 会議内容

協議の結果、里見委員長が傍聴を許可し、傍聴者が入場した。

1 開 会

里見委員長が、平成25年2月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、稲見委員と井口委員を指名した。

3 会議録の承認

里見委員長が、平成25年1月定例会及び臨時会の会議録の承認について委員に諮り、全員一致で承認された。

4 審議事項

里見委員長が、議事の進行について、議案第25号は人事に関する案件であるため、三木市教育委員会会議規則第7条第1項た

だし書きの規定により、会議の最後において非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

(1) 議決事項

【議案第26号】三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○ 清水教育総務課長が次のように説明した。

規模が小さくなった幼稚園について、計画的に統廃合を進めるため、平成22年12月に三木市立幼稚園教育環境整備方針を策定した。当該計画に基づき、平成24年度末をもって、志染幼稚園並びに星陽幼稚園を閉園することにより、平成25年度から当該園区の幼稚園児は、三木幼稚園に通園することになる。これに伴う条例改正が、平成24年9月議会において議決されたことから、通園区について必要な規則の改正を行うものである。

(委員) 志染幼稚園並びに星陽幼稚園を三木幼稚園に統合するにあたって、特に配慮が必要と思われる保護者や関係者から意見等はなかったか。

(事務局) 平成22年12月に三木市立幼稚園教育環境整備方針を策定するにあたって、当時、在園していた子どもの保護者や今後、就園する可能性がある幼児を持つ保護者を対象に説明会を開催し理解をいただいた。また、昨年、9月議会で条例を改正するにあたって、再度、地元区長協議会に説明をさせていただいた。現在、保護者や地域の方々から反対の意見や特に配慮が必要な意見は聞いていない。

(事務局) 先の説明を補足する。昨年の9月議会において常任委員会の一議員から、各地域の全ての家庭を対象に説明をする必要があるのではないかとの意見があった。その後、10月から11月にかけて、志染、口吉川、豊地の各小学校区の全家庭に、幼稚園統合に関するチラシを配付し周知した。その後、現在まで、各地域の方々からの意見等は教

育委員会には届いていない。

里見委員長が、議案第26号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

【議案第27号】平成25年度三木市教育の基本方針の策定について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

平成25年度三木市教育の基本方針の特色について説明する。「総論・特色」において、平成25年度に特に強調して取り組む施策として、①「歴史・美術の杜構想」の実現に向けた整備と活用、②平成26年度の完了をめざした危険な通学路のカラー舗装やガードレールの設置、③いじめ防止といじめ対応マニュアルの改訂、④教職員の資質向上、⑤神戸大学と連携した学力向上の取組について総論で定めた。

また、平成25年度は、平成24年7月に策定した三木市教育振興基本計画に沿い主題、教育目標、三つの柱（重点目標）に整理し、16の施策及び42の実践項目に取り組むこととしている。

次に、施策・実践項目・取組内容における主な変更点について説明する。重点目標の「1 子ども一人一人の力を伸ばします」では、「確かな学力の向上」として、「言語活動の充実を基盤とした授業づくりと家庭との連携を中心とした確かな学力向上プロジェクト事業の推進」を追加した。これについては、平成25年度から5か年計画で、神戸大学と連携した学力向上プロジェクト事業を計画している。「2 我が国と郷土を愛する態度を養う教育の推進」では、「自国と郷土を愛する態度を養う教育の推進と多文化共生教育の充実」としていたが、その方向性について、詳しく分かり易くするために、「2 我が国と郷土を愛する態度を養う教育の推進」と「3 多文化共生社会の実現をめざす教育の推進」の2項目に区分した。「5 児童生徒の内面理解に基づく生徒指導の充実」では、「いじめ解

消に向け、いじめ対応マニュアル、スクールカウンセラー、教育活動支援員を活用した組織的な指導・支援の実践」を追加した。続いて、重点目標の「Ⅱ 魅力ある学校園づくりをすすめます」では、「2 学校業務改善の推進」として、業務能率の向上を図るために、平成24年度から校務支援システムを導入したことから、「校務支援システムの活用を通じた業務能率の向上による子どもと向き合う時間の創出」を追加している。「4 安全・安心な教育環境の整備」では、「1 学校施設の安全性の確保」として、「非構造部材耐震化の推進」と「学校周辺道路のカラー舗装による通学路の安全確保」を追加している。次に、重点目標の「Ⅲ 人と人とのつながりを大切にする生涯学習をすすめます」では、「1 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進」として、「1 人権教育・啓発の充実」に、「じんけんサポート事業やじんけんスタディ事業、啓発リーフレットの作成等による、若年層の人権意識の高揚」と「FMみっきいによる‘じんけん心の小窓’の放送や子ども向け人権DVDの制作等新たな手法による啓発の推進」を追加した。そして、今後、三木市子どものいじめ防止に関する条例が制定されることや、「男女共同参画の推進」においては、配偶者暴力防止センターの設置が予定されていることから、これらについても追加する予定である。「5 市民ニーズに対応した図書館の充実」では、「(仮称)三木市立中央図書館建設に向けた設計及び工事の推進」を追加し、「6 生きがいとうるおいを感じる文化の育成」では、「国指定史跡保存管理計画の策定と史跡整備」を追加した。

(委員) 「歴史・美術の杜構想」が新たに追加され、資料についても大変良く整理してある。しかし、文中においては、一般的には少し難解な言葉がある。具体的には「PDCAサイクル」や「OJTの推進」であるが、表記についてもっと分かり易くできないか。

(事務局) 当該資料は、教職員だけではなく、一般市民も見ら

れるので、言葉の説明を入れるなどの検討をする。

(委員) インクルーシブ教育も分かり難いのではないか。

(事務局) 「インクルーシブ教育」は、現在、文部科学省が進めている教育である。開かれた教育ということで、支援が必要な子どもも必要でない子どもも、基本的には同じ場で学習ができるように環境を整え、支援を実施していくということである。

(事務局) 具体的に言うと、現状では、通常学校には特別支援学級がある。しかし、インクルーシブ教育では、児童生徒は、普段は普通学級で学習をし、障がいの程度や状況に応じては、別の部屋で障がいを克服するための学習を行う。すなわち小学校、中学校において基本的に同じ環境で学習ができるようにするということであり、特別支援学校を廃止するというのではない。日本の社会が、障がいの有無に関わらず、共に不自由なく暮らせるような社会をめざすための学校段階での試みである。今後も引き続き、特別支援教育は推進することから、「インクルーシブ教育」を削除するか解説を入れるか検討する。

(委員) 体制整備など、当市単独では困難なことが多いかも知れないが必要なことではないか。また、期待されている保護者が居られるかもしれない。については、「インクルーシブ教育」は、記載する方向で検討をお願いする。

(事務局) 保護者にも色々な考え方がある。最終的には、保護者の意向を尊重しながら、就学指導を実施していくことになる。「インクルーシブ教育」について記載する場合は、解説を入れて対応する。

(委員) 総論・特色において、体罰禁止の徹底等については記載しないのか。

(事務局) 体罰禁止は当然のことであり、「子どもの心の琴線に触れる適切な生徒指導」と「教職員の資質の向上を図る」ことで体罰禁止の徹底に努めることとしている。

(委員) 「4 キャリア教育の推進」において、「自己実現」から「自己理解」に表記が変わっているのはなぜか。

(事務局) 兵庫県が指導の重点施策において、表記を「自己実現」から「自己理解」に変更していることによるものである。

(委員) 「5 児童生徒の内面理解に基づく生徒指導の充実」では、「いじめの解消」となっており、総論・特色では、「いじめの防止」となっているが、どちらが正しいのか。

(事務局) 条例に合わせて「いじめの防止」に統一する。

(委員) 総論・特色の枠中にある項目で、いじめ防止の取組についてのみ、「市長部局と連携して」と前書きしているが、市長部局と連携するのは、全項目について必要なことではないのか。

(事務局) 三木市子どものいじめ防止に関する条例は、市長部局が主管部局になるためである。

(委員) この項目の内容は、三木市子どものいじめ防止に関する条例に関してだけでなく、いじめ対応マニュアルについても記載している。教育委員会としては、全ての項目について、市長部局との連携が必要ではないのか。

(事務局) 意見のとおり、歴史・美術の杜構想や通学路の整備等についても、市長部局との連携が不可欠であるため、この前書きについては削除する。

(委員) 平成25年度三木市教育の基本方針について、学校教育課から説明があったが、当該方針は生涯学習等も内容としている。どのように全体を編集しているのか。

(事務局) 関係所管課長等をメンバーとする編集会議を開催し、学校教育課で取りまとめている。

(委員) 「2 我が国と郷土を愛する態度を養う教育の推進」で、その方向性をより詳しく、分かり易くするために、「自国と郷土を愛する態度を養う教育の推進と多文化共生教育の充実」を「2 我が国と郷土を愛する態度を養う教育の推進」と「3 多文化共生社会の実現をめざす教育の推進」の2項目に区分したとの説明であったが、本来、これは、同じ項目とすることが適当ではないと認識している。

(事務局) 編集会議においても、同一項目とすべきではないとの意見もあったことから区分した経緯もある。

(委員) 「4 安全・安心な教育環境の整備」の「防災教育の充実」については、各学校の立地条件は、それぞれ違うため、出来るだけ具体的かつ細やかに記載にする方が良いのではないか。

(事務局) 各学校が策定している防災計画を入れて、立地条件をふまえて修正を加える。

(委員) 「子どもを守り育てる地域づくりの推進」については、平素から、地域の方々にはご尽力をいただいている。しかし、あいさつ運動の一方で、知らない人から声をかけられたら返事をしないことなどの考え方もある中で、学校では、子どもたちにどのような指導をしているのか。

(事務局) 各学校では、地域のボランティアの方々の協力を得ながら、開かれた学校をめざしている。その中で子どもたちにも地域の方々への感謝の気持ちを表すように指導して

いるが、一方では、不審者等への対応という難しい課題があるのも事実である。

里見委員長が、議案第27号の採決について、本日の発言を踏まえ、一部を修正することについて委員に諮り、全員一致で可決された。

【議案第28号】三木市子どものいじめ防止に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について

議案第28号は、市民ふれあい部の所管事項に係る議案であるため、藤田市民ふれあい部長が入場した。

○ 清水教育総務課長が次のように説明した。

三木市子どものいじめ防止に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり意見を決定することについて、委員会の議決を求めるものである。なお、条例の内容については、藤田市民ふれあい部長から説明する。

○ 藤田市民ふれあい部長が次のように説明した。

三木市子どものいじめ防止に関する条例を平成25年3月市議会に提案する予定である。平成25年1月18日（金）から2月18日（月）の期間で、パブリックコメントを募集した。その意見等を反映し、修正した箇所について説明する。

まず、前文において、6行目に主語として、「子どもたちを」を追加した。8行目では、「子どもたちには」と「に」を追加した。これらは、何れも前回教育委員会協議における意見に基づく修正である。11行目では、「いじめを解消するとともに」となっていたものを「いじめを防止するとともに」と修正した。

第2条「いじめ」の定義では、「精神的又は肉体的な苦痛」としていたものを「精神的な苦痛」と修正し、文部科学省の「いじめ」の定義と同じとした。次に、市の定義として、「市長及び教育委員会をいう」を追加した。

第3条「基本理念」では、学校からの意見を反映し、第2項として、「子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければならない」と子どもの義務規定を追加した。

第5条においては、「いじめを発見した場合」としていたが「いじめを把握した場合」に修正した。

第11条「報告等」では、学校の意見を反映し、第2項として「教育委員会は、前項の規定によりいじめの報告を受けた場合において、当該いじめが子どもの生命、身体又は財産に関わる重大なものと認めるときは、当該いじめについて市長に報告しなければならない。」とし、いじめ事案の全てについて市長に報告することとしていたが、学校現場においては、既に、いじめについては、適切な対応をされているものと判断し、軽微なものについては報告する必要がないとした。

(委員) 第11条「報告等」については、これまでに教育委員会でも議論を重ねてきたところである。「重大なものと認めるとき」の規定では、何が重大か否かの判断基準が不明瞭であることから「重大なこと」の定義が必要なのではないか。

(事務局) 市長部局との協議においても、同様の意見があった。全てのいじめ事案について、市長部局で対応するという事については現実的でないことから、「重大なものと認めるとき」に限定して、市長部局で対応するとなったものである。しかし、第11条「報告等」の規定だけでは、「重大なこと」の規定が曖昧であり、判断も難しいということで、現在、市長部局と連携し、教育委員会訓令で「重大なこと」について定める予定である。具体的に、どういう事案が重大なことになるかということについては、学校教育

課指導主事等と意見を交わしながら、検討しているところである。

(委員) 先ほどの意見は重大な問題である。今後、教育委員会訓令として、「重大なこと」について、基準を定めるということであるが、訓令の制定にあたっては、恣意的な判断が入り過ぎることがないように要望する。

(委員) 第2条「学校」の定義で、「市内の小学校、中学校及び特別支援学校をいう。」として、「市内」の規定があるが、「子ども」の定義では、「小学校、中学校又は特別支援学校に在学する者をいう。」として、「市内」の規定がないのはなぜか。

(事務局) 子どもたちの中には、市外の学校へ区域外就学をしている子どもや、私立学校へ就学している子どももいる。

(委員) 第15条に定める「子どものいじめ対策専門委員会」は、常設の委員会とする予定か。

(事務局) 当該委員会にかかる事案は、深刻かつ緊急を要する事案であると考えている。については、事案を把握してから委員会を立ち上げるようでは時間も要することから、早期に委員会を立ち上げ常設とする予定である。

里見委員長が、議案第28号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

所管事項部分の審議が終了したため、藤田市民ふれあい部長が退席した。

(2) 報告事項

ア 教育総務課報告事項について

○ 清水教育総務課長が次のように報告した。

障がい児のアフタースクール事業は、一般校の特別支援

学級等に在籍している児童については、一般校で開設しているアフタースクールに入所し、必要に応じて加配指導員を配置している。また、三木特別支援学校に在籍する児童については、特別支援学校内に開設している青山アフタースクールに入所している。しかし、障がい児のアフタースクールを利用したいという要望が増加しており、特に希望が多い中学部について、アフタースクール事業として新たに制度化し実施する。ただし、開設場所については、現在の特別支援学校内では、場所の確保ができないため、三木市立市民活動センター（福祉会館）内の一室を活用し開設する。開設の時間帯及び内容等については、他のアフタースクールと同様とする。なお、小学部については、引き続き特別支援学校内で開設する。

イ 学校教育課報告事項について

○ 古谷学校教育課長が次のように報告した。

2月8日（金）に第11回校園長会を開催し、生徒指導のまとめ、教職員の人事異動状況、学力・学習状況調査の結果、学校関係者評価の提出依頼について周知した。主要行事として、1月18日（金）に第3回よつば会を開催した。1月28日（月）には、小学校・特別支援学校芸術鑑賞会を開催し、各中学校のスキー実習を1月及び2月に計画している。2月9日（土）私立高校の入試、2月14日（木）公立高校の推薦入試が行われた。各校園の卒業式について、中学校は3月12日（火）、特別支援学校及び幼稚園は3月19日（火）、小学校は3月21日（木）に予定している。

次に、三木市立学校医及び学校薬剤師委嘱者の一部変更について報告する。学校保健法第23条及び三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則第12条の規定に基づき、委嘱している平成24年度・25年度三木市立学校医及び学校薬剤師の一部について、三木市医師会及び三木市薬剤師会の推薦により、変更するものである。変更する学校医として、志染中学校及び中吉川小学校の眼科医赤松 繁氏を伊藤美樹氏に変更し、広野小学校

及び自由が丘中学校の薬剤師である絹和美世子氏を山上悠佳氏に変更するとともに、三木小学校の岩谷ゑみ子氏を藤本 晋氏に変更するものである。委嘱期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの一年間である。併せて、三木市教育委員会顕彰規則に基づき、絹和美世子氏に感謝状を贈呈する。

ウ 教育センター報告事項について

○ 梶本教育センター所長が次のように報告した。

1月25日（金）及び2月19日（火）にAnswer講座研修会を実施した。1月の教育相談は、電話222件、面接43件、計265件、青少年悩みの相談は、電話22件、面接50件、計72件であった。不登校対策適応教室事業では、校外学習として兵庫県立美術館に行った。また、2月16日（土）に三木市CGアートコンテスト表彰式を実施した。入選作品については、現在、市役所プロムナードに展示している。今後の予定として、2月22日（金）に教育センター研究員発表会（ニュー教育ウェブ）を実施する。

青少年センター事業として、巡回パトロール及び白ポストの回収を実施する。また、3月12日（火）に中学校卒業式に合せ、補導員による特別パトロールを計画している。

エ 文化スポーツ振興課報告事項について

○ 高田文化スポーツ振興課副課長が次のように報告した。

1月26日（土）から1月28日（月）まで三木市立学校園造形展をかじやの里メッセ三木で開催した。出展数は、平面作品726点、立体作品359点であり、観覧者数は2,051人であった。次に、1月28日（月）に三木市文化会館大ホールにおいて、子どもたちの芸術鑑賞事業を開催した。市内小学校・特別支援学校の6年生747人、市内幼稚園児及び保護者302人の参加があった。また、2月7日（木）から2月10日（日）まで、かじやの里メッセ三木において三木市展を開催した。出展数は、各部門の入選、入賞作品及び無鑑査作品総数261点であった。

入賞者40人に対し、2月10日（日）に表彰式をに行った。来場者数は1,769人であった。今後の予定として、東播磨選抜美術展を2月22日（金）から2月24日（日）を会期として、三木市立三木南交流センターにおいて開催する。開催時間は午前10時から午後5時まで、最終日は午後3時までである。出展予定は、東・北播磨各市町公募展の地元代表作品である。

また、三木市スポーツ賞表彰式を2月23日（土）に三木市立教育センター4階大研修室において開催する。対象者は、優秀賞として個人11人、団体1団体、また、奨励賞は個人16人、団体12団体であり、特別賞は個人1人である。また、当日は、本市のスポーツの普及と発展に貢献された指導者に教育功労賞（感謝状）の表彰もあわせて行う予定としている。

次に、三木市教育委員会顕彰規則の規定により、木版画作品49点を三木市立堀光美術館の所蔵品として寄贈された被顕彰者村上伸明氏に、1月21日（月）に感謝状を贈呈した。

（委員）東播磨選抜美術展の主催者は誰か。

（事務局）主催者は、東播磨ふるさと芸術文化振興事業実行委員会、三木市教育委員会、三木市文化連盟及び東播磨文化団体連合会である。

オ 図書館報告事項について

○ 告野図書館長が次のように報告した。

月例のブックスタート事業、おはなし会、ストーリーテリングについては、資料記載のとおり開催した。2月19日（火）には、ボランティア研修を実施した。図書修理を依頼しているボランティア14名を対象に、図書修理のステップアップ研修を行った。

次に、プロポーザルコンペの実施について報告する。2月12日（火）に10事業者に指名通知を行うとともに、プロポーザル提案の説明書を交付した。3月下旬にプロポーザル

提案を受け、第1次審査委員会を開催する予定である。

続いて、三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について報告する。三木樹交倶楽部から図書購入費として30万円の寄附をいただいたので感謝状を贈呈する。

(委員) プロポーザルコンペの状況について説明されたい。
また、指名10事業者の公表はできるのか。

(事務局) 去る2月12日(火)に10事業者に対し指名通知を行うとともに、プロポーザル提案の説明書を交付した。現在、2月27日(水)を期限として、質問を受け付けているところである。その後、3月4日(月)を期限として参加意思の確認を行い、3月下旬に第1次審査会を開催する予定としている。

また、指名の10事業者の公表については、入札関連の事案であり、また提案前でもあることから、現時点での公表は控えさせていただく。

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催日時について

里見委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成25年3月21日(木)、午後2時から開催することを決定した。

(非公開)

議決事項

【議案第25号】 平成25年度三木市公立学校長及び教頭の人事異動内申について

議案第25号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、

同規則第 23 条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第 25 号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

6 閉 会

里見委員長が、平成 25 年 2 月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。